

# 埋立ごみが資源になる？

「知ってなっとくこれからの分別」「その他プラスチック編」

現在、町内から出る埋立ごみの大半が資源物なのです。それは、「分別が面倒・わからない」「洗うのが面倒」などの理由があります。

このままでは、ごみが増えていく一方です。埋立ごみが増大すると、新たな埋立地が必要になり、建設費は10億円になるとも言われています。

「下川町が下川町であり続けるため」ごみの分別にご協力をお願いします。

皆さん、もう一度埋立ごみの中を覗いてみてください。資源物になるごみはありませんか？

## これが その他プラスチック です



●ケース類  
みそ・卵・コンビニ弁当・歯ブラシなど



●ケース類  
カップめん・アイス・プリンのカップなど



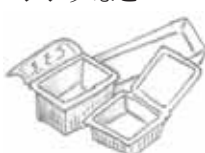
●ボトル類  
シャンプー・リンス・洗剤・ソース・ドレッシングなど



●袋  
スーパーの袋・お菓子・パン・精米・インスタントラーメンなど



●チューブ類  
マヨネーズ・ケチャップ・練りわさび・歯みがき粉など



●トレイ類  
精肉・鮮魚など

洗って汚れを落としてください

ちよつと！  
ちよつとちよつと！



購入した商品の容器にこのマークがついていれば、それは「その他プラスチック」です。とてもわかりやすいですね。ちなみに、ペットボトルのキャップとラベルも「その他プラスチック」なんです。

お問い合わせ

税務住民課 住民生活グループ  
☎ 4・2511 内線 118

廃棄物処理場では、ごみの分別指導を行っています。

今回は、「その他紙編」です。

# 架空請求

に気をつけて

身に覚えのない請求には応じない

最近、身に覚えのないハガキや封書による「架空請求」が増えています。

架空請求の書面には、受け取った人の不安をおおるようなことが書かれています。また、「身に覚えがない場合は早急にご連絡ください。」と書き、電話で連絡をさせて現金を振り込ませる悪質な業者も増えています。

被害を防止するためには

- 請求があっても支払わない。
- 相手先に連絡をせず無視をする。
- 相手先から連絡があっても支払い義務がないことを伝える。

裁判所から通知される文書の見分け方

裁判所から支払い督促や少額訴訟の呼出状が送られる場合は、「特別送達」という特別な郵便で送付されます。

特別送達の特徴

- 特別送達と記載された裁判所の名前入りの封書で送付されてきます。
- ハガキや普通郵便では送付されてくることはなく、郵便職員が宛名の方に直接手渡すのが原則であり、郵便送達報告書に受け取った方の署名または押印をするよう求められます。
- 支払督促に金銭を振り込む預金口座が記載されることはありません。

お問い合わせ

消費者協会相談窓口（役場商工林務課内）  
☎ 4・2511 内線 235

